

司法修習生採用選考申込書

記載にあたっては、司法修習生採用選考要項、申込書記載要領、申込書記載例及び次の事項をよく読んで記載すること。

- 1 本書面提出から採用までの間に、各欄の記載について変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 2 本書面に虚偽の記載をした場合又は上記の変更届出を怠った場合は、採用取消又は罷免されることがある。

この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

(ふりがな) こう の たろう		性別	印	作成年月日	写真貼付位置 (カラー写真) (3.0cm×2.4cm) (写真の裏面に必ず氏名を記載) 9月14日撮影
1 氏名 (自署)	甲野太郎 旧姓(名) 年 月 日改姓(名)	男 女	甲野	平成30年9月14日	
生年月日・年齢(H30.11.27現在) 大正 昭和 平成 63年 4月 24日生 30歳		2 本籍 (戸籍どおりに記載、略字の使用や番地等の省略をしない) 本籍 〒 102-8651 東京都千代田区隼町4番地2 戸籍筆頭者(氏名) 甲野一郎 (申込者からみた続柄) 父			
3 現住所 (アパート及び同居先まで記載) 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-4 第一マンション331号		4 電話番号 (緊急連絡先は確実に連絡がつく番号を記載) (自宅) 03 - ×××× - ×××× (携帯) 090 - ×××× - ×××× (緊急) 048 - ×××× - ×××× 乙野月子 方 (続柄 叔母)			
5 司法試験合格年月 昭和・ 平成 30年 9月合格		6 資格 (語学、免許等 登録等の可能な資格は、登録等の有無を併記) 普通自動車免許、行政書士 (登録なし)			

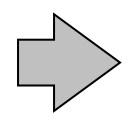
7 現在の職業等 (在職又は在学をしていない場合は「なし」と記載)					採用日までに新たに就業又は就学の予定がある場合もこの欄に記載する。
勤務先又は学校名	所属部課又は学部学年	役職・地位 (在職者のみ)	所在地(市区町村 まで記載)	在職又は在学期間 (年月～年月)	
株式会社〇〇	総務部	アルバイト	東京都中央区丸の内	平成27年4月～平成30年10月	
〇〇塾	なし	同	練馬区〇〇町	平成29年4月～平成30年11月	
8 学歴 (高校以後の学歴を新しいものから順に記載)					
学校・学部(学科)名	在学期間(年月～年月)	勤務先	役職・地位	在職期間(年月～年月)	退職理由
〇〇大学 (法科大学院)	自 平成27年4月～ 至 平成30年3月 <input type="checkbox"/> 退学 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業	〇〇地方裁判所	事務官	平成24年4月～平成27年3月	法科大学院に入学するため
〇〇大学法学部	自 平成19年4月～ 至 平成23年3月 <input type="checkbox"/> 退学 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業	家庭教師〇〇	アルバイト	平成23年4月～平成24年3月	就職のため
〇〇高校普通科	自 平成16年4月～ 至 平成19年3月 <input type="checkbox"/> 退学 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業				
	自 至 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 卒業				
9 職歴 (正社員、自営業及び6か月以上のアルバイトを新しいものから順に記載)					

10 家族の状況 (父母、配偶者、子及び同居の親族を記載。年齢はH30.11.27現在)				
氏名	年齢	続柄	現住所	職業・勤務先
甲野 一郎	62	父	埼玉県和光市南2-3-8	会社員 (〇〇建設)
〃 花子	60	母	同	主婦
〃 次郎	21	弟	本人と同居	〇〇大学3年

11 司法修習終了後の志望職業(1つを選択) ※志望内容が選考結果等に影響することはない。	
<input type="checkbox"/> 裁判官	<input type="checkbox"/> 検察官 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士
<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他 ()	

12 司法修習生の採用歴・採用選考申込歴	
A 司法修習生の採用歴	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある→時期 ()
B 司法修習生採用選考申込歴	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある→時期 ()

13 不採用事由等の有無 (次の(1)から(3)の該当箇所をチェックをする)	
(1)審査基準(2)ア(ア)関係 (A～Cの該当箇所をチェックし、あると答えた場合は病名を記載する)	
A 現在の病気等	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある→病名 ()
B 既往歴	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある→病名 (胃潰瘍)
C 身体上の障害	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある→程度 ()
(2)審査基準(2)ア(イ)～(オ)関係	
<input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられたことがある	
<input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人である	
<input type="checkbox"/> 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第2項の規定により被保佐人とみなされる準禁治産者以外の準禁治産者である	
<input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない	
(3)審査基準(2)ア(カ)関係 かつて起訴(略式起訴を含む。)又は逮捕(補導)されたことの有無	
<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある	



13で該当する又はあると答えた場合は備考欄に詳細を記載する。

14 備考 (各項目に書き切れないときも記載する。)	
13-(1)Bについて 平成26年頃手術により完治	
13-(3)について 平成19年8月頃、他人の自転車に乗っていると警察官に補導され、窃盗につき不処分となった。 平成25年7月26日に一般道を運転中速度超過(38km/h越)、同年8月23日道交法違反により罰金5万円	

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

○窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、収入印紙（注1）（1通⇒300円）を貼付。

⇒申請書と下記2(4)の添付書類及び本人確認書類を直接窓口へ提出。

*東京法務局民事行政部後見登録課、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り扱っています。（支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。）（注2）

○郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、収入印紙（注1）（1通⇒300円）を貼付。

⇒申請書に下記2(4)の添付書類及び本人確認書類と返信用封筒（あて名を明記、切手を貼付したもの）を同封し、次のあて先へ送付。（注3）

*なお、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局 民事行政部 後見登録課
（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）
TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）、03-5213-1234（代表）

2 申請書の記入上の注意事項等

(1) 「請求される方」欄

必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

代理人が請求する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

(2) 「代理人」欄

代理人が請求する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

代理人は必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

(3) 「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

(4) 「添付書類」欄及び本人確認書類（次の場合に応じて添付書類の提出及び本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いします。）

○証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒ 本人確認書類（注4）

○証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

①証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本

②本人確認書類（請求される方のもの）（注4）

○代理人が請求する場合

①本人確認書類（代理人のもの）（注4）

②証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

④代理人（受任者）が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

※戸籍謄本等の添付書類は、原本を添付してください（郵送請求の場合の本人確認書類を除く。）。

なお、戸籍謄本等の還付（返却）を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

(5) 「証明事項」欄

証明事項の選択については、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、「宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業」については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

(6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項は明瞭に記入してください。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字面をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし国籍のみを、それぞれ記入してください。

注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書ごと（証明を受ける方ごと）に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。

収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。

注3 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求してください。

注4 窓口請求の場合は、請求される方（親族が請求する場合はその親族、代理請求の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等）を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

また、詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。

健康診断受検要領（申込者用）

はじめに

医療機関で健康診断を受検し、結果を別添の「健康診断票」により、9月18日（火）（消印有効）までに最高裁判所事務総局人事局任用課試験係宛て送付してください。

診療科目に「各種健康診断」等と表示されている医療機関であれば受検可能と思われませんが、受検前に別添の「健康診断の実施について（医療機関用）」を医療機関の窓口に提示し、実施の可否及び上記期限までに結果の送付が可能であることを確認してください。

1 医療機関へ提示する書類について

- ① 「健康診断の実施について（医療機関用）」
- ② 健康診断票（別添の様式を用い、本人記載欄に所定事項をあらかじめ記載）
- ③ 再検査等結果報告書

2 健康診断票の本人記載欄について

- ① 「現住所」欄は、実際に住んでいる場所を記載してください。
- ② 「既往歴」欄及び「現病歴」欄は、司法修習生採用選考申込書の「13 不採用事由等の有無」欄及び「14 備考」欄（健康状態に関するものに限る。）に記載した内容も漏れなく記載してください。欄が不足する場合は別紙（A4サイズ）を添付してください。
- ③ 治療又は定期的な診察・検査のため、継続して医療機関を受診している場合は、修習に影響しない疾病（花粉症、鼻炎、結膜炎、軽度のアトピー性皮膚炎、湿疹、じん麻疹、脱毛症、便秘等）を除き、病名、薬剤名又は検査名のほか、現在の病状及び診療内容についても記載してください。
- ④ 電話番号は、常に連絡が取れるもの（複数記載可）を記載してください。

3 診断結果（要再検査、要精密検査又は要治療等）判明後の対応について

- ① 次のアからウまでに該当する場合は再検査を受検し、結果を別添の「再検査等結果報告書」により、9月28日（金）（必着）までに最高裁判所事務総局人事局能率課研修健康係宛て送付してください。

ア 尿たん白(+)以上の場合、1週間以内に尿たん白の再検査を受検してください。

イ 尿糖(±)以上の場合、1週間以内に空腹時血糖、HbA1c(NGSP)及び尿糖の再検査を受検してください。

ウ その他、診断医が必要と認めた場合、所要の再検査を受検してください。

- ② 精密検査又は治療が必要であると診断された場合は、診断医の指示に従って適宜医療機関を受診してください。精密検査の結果は、**3①**と同様に送付してください（上記期限に間に合わない場合、結果の送付に代えて、健康診断票に付箋で受検予定の精密検査及び受検時期を付記してください。）。

4 その他

- ① 健康診断結果は、送付期限前3か月以内に実施したものに限りです。
- ② 健康診断等の費用（**3**の再検査等を含む。）は、全て受検者の負担となります。
- ③ 尿検査は生理中であっても受検し、結果判明後は**3**のとおり対応してください。
- ④ 健康診断票等に誤記・記載漏れがあった場合、補正を依頼することがあります。健康診断票等を受領した際には、封緘されている場合でも開封し、本人記載欄だけでなく、実施医療機関記載欄についても誤記・記載漏れがないことを確認した上で、本人控えとして写しを取ったのち、原本を送付してください。
- ⑤ 結核性疾患に罹患し治療中又は治療終了後1年以内の場合は、医師による診断書、今回撮影したX線フィルム（コピー可）及び血液、痰等の直近の検査データを、健康診断票とともに送付してください。
- ⑥ 後日、必要に応じて診断書の追加提出等を求める場合があります。

【健康診断に関する問い合わせ先】

最高裁判所事務総局人事局能率課研修健康係
電話番号 03-3264-8111 代表